

## 飯田市地域公共交通改善市民会議規約

平成20年3月24日制定

### (目的)

第1条 飯田市地域公共交通改善市民会議（以下「市民会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び形成計画の実施に関することを行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

### (事務所)

第2条 市民会議は、事務所を長野県飯田市大久保町2534番地飯田市役所内に置く。

### (事業)

第3条 市民会議は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の実施に係る連絡調整に關すること。
- (2) 連携計画に位置づけられた事業の実施に關すること。
- (3) 形成計画の策定及び変更の協議に關すること。
- (4) 形成計画の実施に係る連絡調整に關すること。
- (5) 形成計画に位置づけられた事業の実施に關すること。
- (6) 地域公共交通再編実施計画（以下「再編実施計画」という。）の策定及び変更の協議に關すること。
- (7) 再編実施計画の実施に係る連絡調整に關すること。
- (8) 再編実施計画に位置づけられた事業の実施に關すること。
- (9) 道路運送法に基づく旅客運送の協議に關すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市民会議の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第4条 市民会議の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地域住民
- (2) 公共交通事業者
- (3) 道路管理者

- (4) 学識経験者
- (5) 飯田市リニア推進部長
- (6) 関係町村担当課長

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、市民会議を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して市民会議の業務を掌握し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議決方法は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、議決に加わる権利を有しない。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 市民会議は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面による決議)

第7条 市民会議は、会長が認め、次の事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

- (1) 市民会議に提案され、協議・調整を行った地域の需要に即した乗合運送サービス事業のうち、軽微な事業計画の変更その他必要と認められる措置の変更
  - (2) 至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない事項
  - (3) 事前に市民会議において書面による決議の了承を受けている事項
- 2 会長は、書面による決議を行った場合、次回の市民会議において、その内容を報告しなければならない。

(協議結果の尊重義務)

第8条 市民会議で協議が調った事項については、市民会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 市民会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ市民会議に幹事会をおくことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ市民会議に部会をおくことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 市民会議の業務を処理するため、市民会議に事務局を置く。

2 事務局は、飯田市リニア推進部リニア推進課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 市民会議の運営に要する経費は、飯田市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他収入をもって充てる。

(監査)

第13条 市民会議に監事を2名置く。

2 市民会議の出納監査は、監事によって行う。

3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 市民会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(市民会議が解散した場合の措置)

第15条 市民会議が解散した場合には、市民会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、市民会議の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規約は、平成20年3月24日から施行する。
- 2 平成20年7月25日改正
- 3 平成22年9月27日改正
- 4 平成24年6月14日改正
- 5 平成25年6月19日改正
- 6 平成27年6月19日改正
- 7 平成29年1月23日改正